

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

### 函館市規則第 2 6 号

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 2 6 年函館市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（指定特定相談支援事業者等の指定を受けた旨の標示）」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 3 条の見出しを「（指定特定相談支援事業者等の指定の更新を受けた旨の標示）」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 4 条の見出しを「（指定特定相談支援事業等の廃止等の届出）」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「別記第 4 号様式」を「別記第 1 号様式」に改め、同項を同条とする。

第 5 条中「別記第 5 号様式」を「別記第 2 号様式」に改める。

第 6 条中「別記第 6 号様式」を「別記第 3 号様式」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までを削り、別記第 4 号様式を別記第 1 号様式とし、別記第 5 号様式を別記第 2 号様式とし、別記第 6 号様式を別記第 3 号様式とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。